

ちとせ市民応援商品券2023発行事業実施要領

1. 事業名：ちとせ市民応援商品券2023発行事業
2. 目的：市内において新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が長期化し、市民生活にも大きな影響を与えています。
2022年度「ちとせ市民応援商品券2022」を実施し、追加発行を行いました
が、令和5年度も影響が継続することが見込まれることなどから、市民生活
の支援と、市内における消費回復と地域経済の活性化を図ることを目的とし
て、市と千歳商工会議所が協力し、全市民を対象とした「ちとせ市民応援商
品券2023」発行事業を実施します。
3. 実施主体：千歳市・千歳商工会議所
4. 発行総額：4億9,000万円
5. 発行額面：500円（1枚）
6. 発行枚数：98,000セット（1セット10枚綴 1人5,000円）
7. 配付対象：令和5年4月16日時点で千歳市住民基本台帳に登録されている市民全員
8. 配付冊数：1人あたり1冊（額面5,000円）
9. 配付方法：千歳市から対象者（世帯毎）へ「ちとせ市民応援商品券2023」を、「ゆう
パック」で令和5年6月上旬～6月下旬までにお送りします。
10. 使用期間：令和5年7月1日(土)～令和5年10月31日(火)
※商品券は7月1日から使用開始となります。6月中は使用できません。
また、有効期限（令和5年10月31日）を過ぎた商品券は使用できません
のでご注意ください。
11. 参加登録：参加を希望される事業者は、参加登録に必要な次の書類を作成し、持参して
いただくか郵送・FAX等にて申し込みください。
 - ・「ちとせ市民応援商品券2023発行事業」参加登録申請書
 - ・「ちとせ市民応援商品券2023発行事業参加店舗に係る誓約書」「ちとせ市民応援商品券2022」発行事業に参加登録した事業者は、自動継
続としますので提出は不要です。
なお、掲載内容等に変更がある場合は、「ちとせ市民応援商品券2023発行
事業」店舗情報変更訂正申請書に記入し、FAXなどによりお知らせください。
また、登録を希望されない場合は、千歳商工会議所までご連絡ください。
掲載情報は、別紙参加店舗一覧をご確認ください。
持参・郵送 千歳商工会議所 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）
F A X 0123-22-2122
12. 登録期限：登録は随時受け付けます。
令和5年4月20日(木)までに登録(変更訂正含む)いただいた事業者は、商品

券発送時に同封する「参加店舗一覧」に掲載させていただきます。

※ホームページは随時参加店を更新します。

13. 参加経費：無料 本事業においては、換金手数料・振込手数料等の負担はありません。
14. 参加店舗：千歳市内で事業を行っている小売・飲食・サービス・建設業などを営む事業者で、本事業の趣旨に賛同し参加を希望する事業者
ただし、次に掲げる事業者は除きます。
 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う事業者
 2. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
 3. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 4. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
 5. 下記16.利用制限に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
 6. 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
 7. その他本事業の目的に相応しくない事業者
15. 参加店舗の責務等：
次に掲げる事項を遵守していただきます。
 - (1) 「ちとせ市民応援商品券2023」が利用可能な店舗であることを明確になるよう、販促ツール（ポスター・参加店ステッカー等）により利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
 - (2) 確認用として配付する商品券の見本は、商品券を取り扱うすべての方に周知してください。
 - (3) 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、偽装防止（ホログラム使用）がないもの、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。ま

た、その旨当商工会議所にも報告してください。

- (4) 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否してください。
- (5) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を必ず押印し、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否してください。

なお、換金請求時に他店舗の店印等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

- (6) 商品券の交換及び売買は行わないでください。

使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

- (7) 換金手続の際、必要書類のほか商品券以外の不要物（レシート、付箋、クリップなど）は持ち込まないでください。
- (8) ちとせ市民応援商品券2023発行业参加店舗に係る誓約書を確認し、署名の上提出してください。なお、「ちとせ市民応援商品券2022」発行业に参加登録した事業者は、提出は不要です。

16. 利用制限：次に掲げる支払いには、ご利用いただけません。

- (1) 参加登録店以外での使用
- (2) たばこの購入(法律により小売定価以外による販売が禁止されているもの)
- (3) 出資や債務の支払い（公共料金、税金、銀行等の金融機関での振込代金、払込み手数料等）
- (4) 金融機関への預け入れ、電子マネーへのチャージ
- (5) 換金性があり、広域的に流通しうるもの（有価証券、商品券、プリペイドカード、ビール券、図書券、宝くじ、切手、印紙、官製はがき等の前払式証票類）等

17. 留意事項：(1) 商品券の額面は、1枚500円です。

- (2) 商品券は現金との引換はできません。また、釣銭はできません。
- (3) 商品券は譲渡や転売等はありません。
- (4) 発行者印のなきもの、商品券の有効期限(令和5年10月31日)を経過した商品券は無効となります。
- (5) 商品券の見本を確認し、真偽の判別は各店舗にて責任をもって商品券を受領してください。※偽装防止対策（ホログラム使用）をしています。
- (6) 商品券の換金期限は令和5年11月30日です。換金期限を経過した商品券は換金できませんのでご注意ください。

18. 換金手続：換金期間 令和5年7月3日(月)～令和5年11月30日(木)まで(土日祝を除く)

換金時間 午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～16:30

※12:00～13:00は窓口を閉鎖しますのでご注意ください。

換金場所 千歳商工会議所

「ちとせ市民応援商品券2023」換金請求書兼確認書（以下「換金請求書」）

など、以下の書類を千歳商工会議所へご持参ください。

※換金期間を過ぎますと換金できませんので、ご注意ください。

(1) 換金請求書

(2) ちとせ市民応援商品券2023

※レシート、付箋、クリップ等不要なものは持ち込まないでください。

支払方法 指定口座への振込にて処理します。

支払いまでの流れ

(1) 換金請求書に商品券を添えて千歳商工会議所へ持参

(2) 換金請求書(押印)及び商品券の枚数を確認

(3) 換金請求書の写しを発行

(4) 支払い 指定口座へ振込

※月～金曜日に受付分は、翌週の水曜日までに振り込みます。

※なお、事務処理の関係により手続きが遅れる場合がありますのでご了承願います。

(5) 振り込まれた金額を確認してください。

19. 広報宣伝：(1) ポスター／公共施設、金融機関、登録事業者など
(2) 周知方法／新聞記事(道新)掲載依頼、ホームページ(会議所及び市役所)、
広報ちとせ、情報紙ちんと、商工千歳など

20. 「北海道スタイル」安全宣言の取組みを実践し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「7つのポイント」の実施協力をお願いいたします。

北海道スタイル公式ページ <https://newhokkaidostyle.jp/>

21. お問い合わせ：【参加店・換金に関すること】

千歳商工会議所

〒066-8558 千歳市東雲町3丁目2-6

TEL：0123-23-2175 FAX：0123-22-2122

ホームページ <http://www.chitose-cci.com>

E-mail info@chitose-cci.or.jp

【商品券配付に関すること】

千歳市産業振興部主幹（産業政策担当）

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34

TEL：0123-24-0116 FAX：0123-22-8851

ホームページ <https://www.city.chitose.lg.jp>

E-mail sangyoseisaku@city.chitose.lg.jp

「ちとせ市民応援商品券2023」事業スケジュール

日 程	内 容	備 考
令和5年2月	事業内容精査・実施要領・予算書作成	【千歳市】 【商工会議所】
中旬	予算案確定	【千歳市】
3月 中旬	千歳商工会議所商業・総務委員会・	【商工会議所】
下旬	常議員会	【商工会議所】
〃	商品券・封筒封入入札公告	【商工会議所】
〃	ポスター・ステッカー入札公告	【商工会議所】
〃	ホームページ作成・広報	【千歳市】 【商工会議所】
〃	参加事業者募集	【商工会議所】 参加店・会員へ案内発送
4月 3日(月)	千歳市へ概算払い請求申請 1回目	【商工会議所】
17日(月)	商品券業者決定(入札)	【商工会議所】 印刷依頼
〃	参加店チラシ(一覧)業者決定(入札)	【商工会議所】 〃
〃	ポスター、ステッカー業者決定(入札)	【商工会議所】 〃
〃	ポスター、ステッカー原稿入稿	【商工会議所】
〃	商品券原稿入稿	【千歳市】
20日(木)	参加事業者締切(随時募集)	【商工会議所】
〃	参加店一覧原稿入稿	【商工会議所】
5月 10日(水)	参加店チラシ完成・納品	【商工会議所】 印刷業者→郵便局直納
〃	広報にて実施案内	【千歳市】
15日(月)	商品券完成	【千歳市】 印刷業者→郵便局直納
22日(月)	ポスター、ステッカー完成	
30日(火)	参加事業者へ送付	【商工会議所】 ポスター、ステッカー他
6月 10日(土)	広報にて周知	【千歳市】
上旬~下旬	千歳市民に商品券発送	【千歳市】 参加事業所一覧同封
30日(金)	千歳市へ概算払い請求申請 2回目	【商工会議所】
7月 1日(土)	商品券使用開始	令和5年10月31日まで
3日(月)	換金受付開始	【商工会議所】 令和5年11月30日まで
31日(月)	千歳市へ概算払い請求申請 3回目	【商工会議所】
10月 20日(金)	商品券利用終了案内	【商工会議所】 参加事業者宛送付
31日(火)	商品券利用終了	
11月 20日(月)	換金終了の案内	【商工会議所】 換金終了10日前案内送付
30日(木)	換金終了	
12月 28日(木)	事業完了	

